

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 17 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 12 号（令和 3 年 10 月 28 日付）分・・・3 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

商工観光課（サンビレッジ茜）

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 自主事業について(局長指摘事項)</p> <p>本市の指定管理者制度の運用に関するガイドラインには、自主事業の実施に当たっては、事前に市が承認を行うこと、施設の使用に当たり指定管理者による使用許可（利用許可）手続が必要である旨、記載されている。</p> <p>当該施設のレストラン運営等については、自主事業（設置目的内）として計画されているが、承認手続がなされていなかった。</p> <p>今後は、同ガイドラインに従い適切な事務処理を行うこと。</p> <p>また、サンビレッジ茜指定管理業務仕様書には、「(1)施設の運営に関する業務 ⑤利用者への食事に関する業務」として、管理業務外のレストラン運営に係る項目が記載されており、管理業務の範囲がどこまで及ぶのか曖昧である。</p> <p>管理業務と自主事業の区分を明確にするよう、整理されたい。</p>	<p>当該施設のレストラン運営等については、自主事業ではあるものの施設の使用許可承認手続が行われていなかったため、ご指摘後、当該団体より使用許可申請書を提出していただき、手続を行いました。今後は、年度初めに使用許可承認手続を行うように指導してまいります。</p> <p>また、管理業務と自主事業の区分については、当該団体より管理業務と自主事業の分担表を今年度中に提出してもらい、明確化します。</p>

2 利用料金について(局長指摘事項)

①施設管理費について

当該施設の利用料金について、自主事業の位置づけのもと、当該施設の宿泊者に対し、施設管理費として110円/人を徴収していた。このことについて指定管理者の担当職員に確認したところ、ごみ処理に係る費用(ごみ袋代等)とのことであった。

しかしながら、本費用は施設の維持保全業務に係る費用であることから、自主事業ではなく管理業務として整理すべきと思料する。

主管課は適切な料金管理業務を実施するよう指定管理者に指導するとともに、必要であれば、サンビレッジ茜条例の改正など適切な事務処理を行うこと。

②体験学習の利用料金設定について

小・中・高等学校等の体験学習については、学校が利用しやすいよう特別料金を設定し徴収しているが、同条例に規定された市長の承認を得ていない。

体験学習の利用料金設定について、適切な処理を行うよう指定管理者に指導すること。

①施設管理費について

施設管理費については、指定管理者が行うべき管理業務であり、別途宿泊者から徴収すべきものではないので、ご指摘後、当該団体に指示し直ちに徴収しないように是正いたしました。

利用者に対し適切な料金を徴収し、今後はこのようなことがないように指導してまいります。

②体験学習の利用料金設定について

小・中・高等学校等の体験学習特別料金については、市長の承認を得ずに利用料金を設定していたため、サンビレッジ茜条例第12条に則り、当該団体に体験学習特別料金表を提出のうえ、承認を得るよう指導し、改善させました。

3 郵券の管理について(局長指摘事項)

郵券管理について、使用簿は整備しているものの、使用枚数の記載のみで枚数の差引が行われておらず、残枚数が適正かどうかの確認ができない。

郵券は金券であることから管理の重要性を認識し、早急に郵券管理簿の様式を見直し、差引の都度、残枚数の確認を行うよう指定管理者に指導すること。

ご指摘のとおり、郵券の管理については、残枚数の確認が適正に行われておりませんでした。指定管理者に指導を行い、郵券管理簿の様式を修正し、残枚数の確認が行えるように改善を行いました。

なお、毎年郵券管理簿を市へ提出してもらい、当課としても郵券が適正に処理されているか確認いたします。